

(特別管理) 産業廃棄物多量排出事業者の皆様へ

電子マニフェスト使用の一部義務化について

平成 30 年 10 月
京都府環境部循環型社会推進課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 61 号。)等の施行により、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者については、平成 32 年度から電子マニフェストの使用が一部義務化されます。

つきましては、貴社が電子マニフェスト使用の義務化対象者となる場合、平成 32 年 4 月までに、JWNET (情報処理センター) への加入や電子マニフェストに対応した処理業者との契約締結といった準備が必要となります。

電子マニフェストの使用義務対象者とは

前々年度 (平成 30 年度) に特別管理産業廃棄物 (※) の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者のうち、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物 (※) を他者に処理委託する者が対象となります。 (※) PCB 廃棄物等を除きます。

施行日は

平成 32 年 4 月 1 日です。

JWNET への加入や電子マニフェストの仕様等については、(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターまでお問い合わせください。

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.shtml>

法改正についてご不明な点がございましたら、環境省 HP に Q&A が掲載されておりますので、ご参照ください。

http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/faq_mani.html